



2025年7月24日

各位

会 社 名 株式会社九州フィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 笠原 慶久
コード番号 7180 東証プライム市場・福証
問 合 せ 先 上席執行役員経営企画部長 濱田 康裕
(TEL 096-326-5588)

従業員持株会を通じた株式付与のための自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、九州フィナンシャルグループ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）の会員である当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、本持株会を通じて当社の普通株式を付与することとし、以下のとおり、本持株会に対して、第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年11月28日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 260,000株（注）
(3) 処分価額	1株につき780.3円
(4) 処分総額	202,878,000円（注）
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 割当予定先	九州フィナンシャルグループ従業員持株会 260,000株
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注）処分する株式の数（260,000株）及び処分総額（202,878,000円）は、本日時点における最大値であり、対象従業員の想定最大人数である5,200名が本持株会に加入し、2025年10月1日到来時点で本持株会の会員となっている場合において、対象従業員1人あたりにつき、50株を付与するものと仮定して算出しています。実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションが終了した後の、2025年10月1日到来時点の本持株会の会員数の確認後に確定する見込みです。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年10月1日をもって創立10周年を迎えることとなります。これまでの10年を支えてくれた従業員の頑張りに感謝の意を表し、当社の普通株式を付与することを決定いたしました。加えて、当社及び当社子会社の従業員が株価に関心を持ち、より当社の株主の皆様と同じ目線を持って企業価値の向上に取り組むことを実現することも企図していたところ、本持株会を通じて、従業員に当社普通株式を付与することが適切であると判断しました。

本自己株式処分は、本持株会の会員である対象従業員に対して特別奨励金を支給し、当該対象従業員が本持株会に特別奨励金を拠出した後、本持株会が同拠出金を当社に払い込み、当社が本持株会に当社の普通株式を処分する第三者割当の方法によるものです。処分株式数は、「1. 処分の概要」の（注）に記載のとおり、後日確定しますが、最大 260,000 株を本持株会へ処分する予定です。

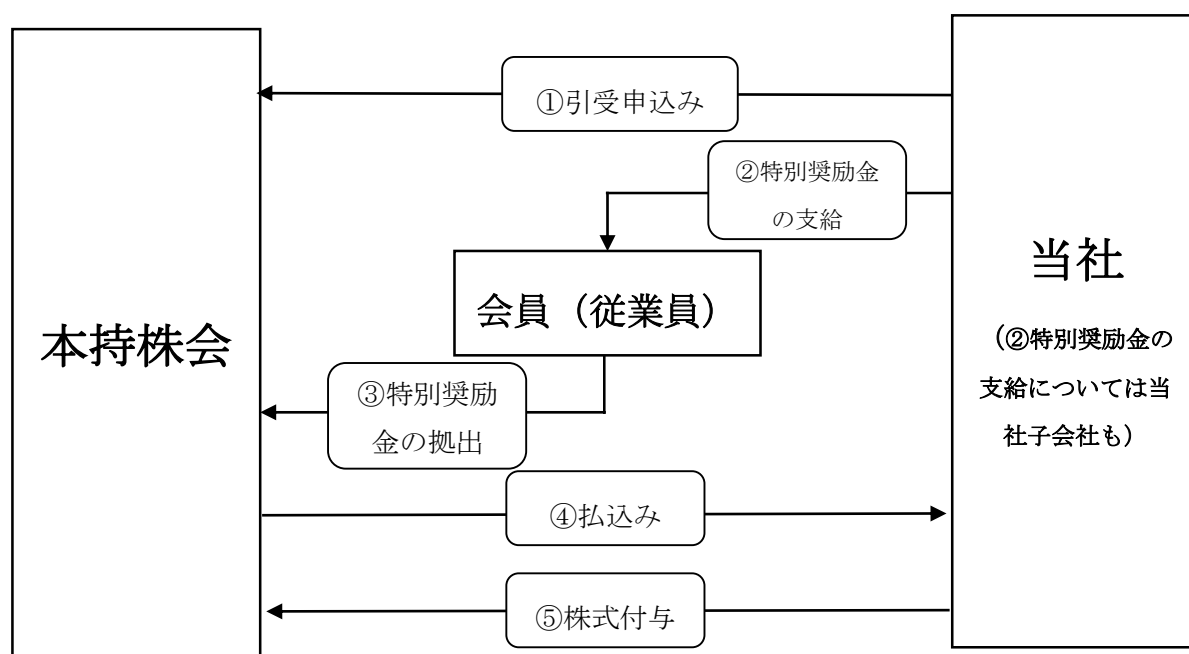
なお、本自己株式処分による処分株式数の最大数（260,000 株）は、発行済株式総数の 0.06%（小数点第 3 位を四捨五入、2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数に対する割合 0.06%）であり、想定される希薄化は軽微と判断しております。

<本自己株式処分の概要>

- ①本持株会が、本自己株式処分による募集株式の引受申込みを行う。
- ②当社又は当社子会社が本持株会の会員である対象従業員に対し、特別奨励金を支給する。
- ③本持株会の会員である対象従業員が、本持株会に対して、特別奨励金を拠出する。
- ④当社が第三者割当により自己株式の処分を行い、本持株会に対してこれを割り当て、本持株会は、拠出された特別奨励金で本自己株式処分について払い込みを行う。
- ⑤当社が本持株会に対して自己株式を付与する。

なお、上記②及び③に関する実際の金銭の支払いは、当社から本持株会の指定預金口座に対して直接振り込む方法により行います。また、割り当てられた当社普通株式は、本持株会内の会員持分に配分・管理されます。

【本スキームの概要】



※対象従業員は、割り当てられた当社普通株式を本持株会の規約に従って引き出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額は、自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2025年7月23日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である780.3円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、この価格の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりです。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1 か月（2025年6月24日～2025年7月23日）	744円	4.88%
3 か月（2025年4月24日～2025年7月23日）	726円	7.48%
6 か月（2025年1月24日～2025年7月23日）	721円	8.22%

なお、当社の監査等委員である取締役（5名、うち3名は社外取締役）は、当該処分価額について、本自己株式処分は本持株会を通じた株式の付与を目的としていること、及び当該処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることにも鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること及び②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上